

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	別表第一（第三条及び第四条関係） 表一
(略)	(略)	(略)	(略)
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）
断個人票の保存	断個人票の保存	断個人票の保存	断個人票の保存 (新設)
書面の保存	書面の保存	書面の保存	書面の保存 (新設)
表二～表四（略）	表二～表四（略）	表二～表四（略）	表二～表四（略）
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）
(略)	(略)	(略)	(略)
石綿障害予防規則	石綿障害予防規則	石綿障害予防規則	石綿障害予防規則
断個人票の作成	断個人票の作成	断個人票の作成	断個人票の作成 (新設)
第四十一条の規定による石綿健康診断	第四十一条の規定による石綿健康診断	第四十一条の規定による石綿健康診断	第四十一条の規定による石綿健康診断 (新設)
第四十六条の二第一項の規定による	第四十六条の二第一項の規定による	第四十六条の二第一項の規定による	第四十六条の二第一項の規定による (新設)
書面の作成	書面の作成	書面の作成	書面の作成 (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)